

# 『はがき』による架空請求詐欺で

## 1億円 の被害が発生！

【はがきの事例】

総合消費料金に関する  
訴訟最終告知のお知らせ

管理番号 (●) ●●●●

この度、ご通知しましたのは貴方の利用されていた契約会社、ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。  
裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。  
尚、ご連絡なき場合原告側の主張が全面的に受理され執行官立会いの元、給料差押え及び動産、不動産物の差押えを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。  
裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて承っておりますので、職員までお問い合わせ下さい。  
尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成●●年●●月●●日

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター  
東京都千代田区霞が関●●●●●●  
お問い合わせ窓口 03-●●●●●●-●●●●●●  
受付時間 9:00~19:00

## これは架空の請求です！

### 法務省から通知することはありません！

文面は、財産の差押えを強制的に執行する等とあり、本人からの連絡を求める内容で、記載された電話番号に連絡すると、弁護士等の紹介費用と称し、収納代行サービスやプリペイドカード等を利用して金銭をだまし取ったり、直接現金を段ボールに入れて宅配便で送らせるといった手口が確認されています。

民事訴訟として訴状が提出されたことについて法務省から通知することはありませんし、訴状が「はがき」や「普通の封書」として郵便受けに投げ込まれることもありません。

差出人は、「国民訴訟通達センター」、「民事訴訟管理センター」、「訴訟最終告知通達センター」、「国民訴訟お客様管理センター」、等ありますが、法務省とは一切関係のない「**うその団体**」です。

\* はがきのほか、「**封書**」で送付される場合もあります。

\* はがきの裏面にはシールが貼付されている場合もあります。

## もし、『はがき』や『封書』が届いても、

## 記載の電話番号には、絶対に連絡しない！！

## 1人で悩まず、すぐに相談してください。



### ご相談は、下記の連絡先まで

山形警察署

627-0110

警察相談専用電話

#9110

消費者ホットライン

局番なし 188

\* 法務省のホームページにも、注意喚起が掲載されています。

こちらから  
検索

▶ 法務省 架空請求